参考資料

民法（債権関係）の改正に関する中間試案　抜粋

〈Ｐ．４７〉

第 26 契約に関する基本原則等

３ 付随義務及び保護義務

(1) 契約の当事者は, 当該契約において明示又は黙示に合意されていない場合であっても，相手方が当該契約によって得ようとした利益を得ることができるよう，当該契約の趣旨に照らして必要と認められる行為をしなければならないものとする。

(2) 契約の当事者は, 当該契約において明示又は黙示に合意されていない場合であっても, 当該契約の締結又は当該契約に基づく債権の行使若しくは債務の履行に当たり, 相手方の生命，身体，財産その他の利益を害しないために当該契約の趣旨に照らして必要と認められる行為をしなければならないものとする。

（注）これらのような規定を設けないという考え方がある。

〈Ｐ．５１〉

第 30 約款

３ 不意打ち条項

約款に含まれている契約条項であって，他の契約条項の内容，約款使用者の説明，相手方の知識及び経験その他の当該契約に関する一切の事情に照らし, 相手方が約款に含まれていることを合理的に予測することができないものは, 上記２によっては契約の内容とはならないものとする。

〈Ｐ．６９〉

第41 委任

１ 受任者の自己執行義務

(1) 受任者は, 委任者の許諾を得たとき, 又はやむを得ない事由があるときでなければ, 復受任者を選任することができないものとする。

（注）上記(1)については，「許諾を得たとき，又は復受任者を選任することが契約の趣旨に照らして相当であると認められるとき」に復受任者を選任することができるものとするという考え方がある。

〈Ｐ．７０〉

第41 委任

3 受任者が受けた損害の賠償義務（民法第６５０条第３項関係）

民法第６５０条第３項の規律に付け加えて，委任事務が専門的な知識又は技能を要するものである場合において，その専門的な知識又は技能を有する者であればその委任事務の処理に伴ってその損害が生ずるおそれがあることを知り得たときは，同項を適用しないものとする。

（注）民法第６５０条第３項の現状を維持するという考え方がある。

〈Ｐ．７０〉

第41 委任

4 報酬に関する規律

(3) 委任事務の全部又は一部を処理することができなくなった場合の報酬請求権（民法第６４８条第３項関係）

ア 民法第６４８条第３項の規律を改め，委任事務の一部を処理することができなくなったときは，受任者は，既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができるものとする。ただし，委任事務を処理したことによる成果に対して報酬を支払うことを定めた場合は，次のいずれかに該当するときに限り，既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができるものとする。

(ｱ) 既にした委任事務の処理の成果が可分であり，かつ，その給付を受けることについて委任者が利益を有するとき

(ｲ) 受任者が委任事務の一部を処理することができなくなったことが，受任者が成果を完成するために必要な行為を委任者がしなかったことによるものであるとき

イ 受任者が委任事務の全部又は一部を処理することができなくなった場合であっても，それが契約の趣旨に照らして委任者の責めに帰すべき事由によるものであるときは，受任者は，反対給付の請求をすることができるものとする。この場合において，受任者は，自己の債務を免れたことにより利益を得たときは，それを委任者に償還しなければならない。

（注）上記ア(ｲ)については，規定を設けないという考え方がある。